

令和6年度 第12回天竜区協議会

次第

日時：令和7年3月19日（水）

午後3時00分から

会場：天竜区役所2階21・22会議室

1 開 会

2 会長あいさつ

3 区長あいさつ

4 令和6年度浜松市市民活動表彰市長賞受賞団体「NPO 法人山に生きる会」活動発表

5 議 事

（1）協議事項

令和7年度地域力向上事業「市民提案による住みよい地域づくり助成事業」について
（区振興課）

（2）報告事項

令和7年度天竜区役所費の当初予算案の概要等について（区振興課）

（3）その他

ア 予防伐採の実施について（危機管理課）

イ 天竜相津マリーナにおけるカヌー事業の再開について（まちづくり推進課）

ウ 災害復旧状況について（天竜土木整備事務所）

6 その他

次回開催予定

日時 令和7年4月24日（木）午後2時00分から

会場 天竜区役所 2階 21・22 会議室

7 閉 会

第 9 号様式

区 協 議 会

区 分	☐ 諮問事項 ☒ 協議事項 ☐ 報告事項								
件 名	令和 7 年度地域力向上事業「市民提案による住みよい地域づくり助成事業」について								
事業の概要 (背景、経緯、 現状、課題等)	地域力向上事業は、多様な主体が対等な立場に立ち、相互に活躍する取組を通じて住みよい地域社会を実現するため、区民の参加と協働により区の特性を活かした事業や課題を解決する事業。 ○市民提案による住みよい地域づくり助成事業 団体の提案に基づき、市が公益上の必要を認め、団体が主体的に取り組む事業に対し市から補助金を交付することで、効果が期待できる事業。								
対象の区協議会	天竜区協議会								
内 容	広報はままつ、市公式ホームページなどで広く募集している令和 7 年度地域力向上事業「市民提案による住みよい地域づくり助成事業」に、2 件の応募があった。 これについて、天竜区地域力向上事業審査会の審査を経て、2 件の採用候補事業を選定した。 採用候補とした事業について、天竜区協議会の御意見を伺うもの。 <table> <tr> <td>提案数</td><td>2 件</td></tr> <tr> <td>採用候補とした事業</td><td>2 件</td></tr> </table>					提案数	2 件	採用候補とした事業	2 件
提案数	2 件								
採用候補とした事業	2 件								
備 考 (答申・協議結果を得 たい時期、今後の予定 など)	区協議会の意見を参考に、後日、区長が採用可否を決定。								
担当課	区振興課	担当者	鈴木 正浩	電話	922-0013				

令和 7 年度 地域力向上事業

市民提案による住みよい地域づくり助成事業
(当初募集)

事業提案書

令和 7 年 3 月 19 日

天竜区協議会

令和7年度 地域力向上事業
「市民提案による住みよい地域づくり助成事業」

No. 1	事業名	提案者 (担当課)	区分 補助率	概算 事業費 (円)	交付 希望額 (円)
	鹿島の金貸水神伝説とその誕生説を絵本化して広く伝える	静岡県立 浜名高等学校 後援会 (まちづくり 推進課)	新規 50%以内	478,700	239,000
	事業の目的		事業の概要		
	天竜区鹿島地区に伝わる <u>鹿島の金貸水神伝説の掘り起こしを行い、絵本化することにより形に残す。その研究成果を天竜区内はじめ多くの人々へ還元することで、この地域の歴史の再発見や郷土愛を育み、地域活性化を図ることが目的である。</u>		絵本の作成・配布 規 格：210 mm×210 mm 32 ページ＋ハードカバー カラー 配布先：天竜区及び浜名区の学校、教育施設、ふれあいセンターをはじめ、浜松市内図書館や市外、県外の施設		
	事務局意見（実施要綱の該当要件）		採用の可否	補助限度額（円）	
	【実施要綱第4条（4）に該当】 提案事業は、地域資源である <u>金貸水神伝説を流布することにより、文化の振興に寄与すると考える。</u> 提案事業の実施により、 <u>地域の歴史的・文化的な価値が再認識され、区民が地域への誇りや愛着を高めるきっかけとなる</u> ことが期待される。また <u>学校や教育施設へ配布することにより、児童や生徒における郷土愛の醸成に寄与すると考える。</u>		採用が適当である。	239,000	

令和7年度 地域力向上事業

「市民提案による住みよい地域づくり助成事業」

No. 2	事業名	提案者 (担当課)	区分 補助率	概算 事業費 (円)	交付 希望額 (円)
	「第8回浜松市森林のまち童話大賞」ミュージカル創作体験事業	「龍水の都」文化体験プログラム実行委員会 (まちづくり推進課)	新規 50%以内	1,608,967	804,000
	事業の目的		事業の概要		
	「浜松市森林のまち童話大賞」の趣旨に沿って、天竜区の地域資源である森林の大切さや恵みを文化・芸術とともに多くの市民に伝え、 <u>人が自然と共生する社会の実現、森林や林業への関心を深める</u> ことを目的とする。		「第8回浜松市森林のまち童話大賞」の大賞受賞作品をモチーフとした <u>ミュージカルの創作体験及び公開リハーサルを、天竜区の子どもたちを中心に実施するもの</u> 。また、創作したミュージカルは、天竜区の森林の大切さや自然環境の魅力をPRするため情報発信に活用する。		
	事務局意見（実施要綱の該当要件）		採用の可否	補助限度額（円）	
	【実施要綱第4条（4）に該当】 提案団体は、地域の歴史や自然・文化に着目したミュージカル活動を通して、子どもたちの豊かな人格形成、郷土の歴史や文化の継承に寄与しており、実績も十分である。 提案事業の実施により、<u>天竜区の森林の大切さや自然環境の魅力を、天竜区の子どもたちを含む多くの人々にPRする機会が創出</u>されることが期待できる。		採用が適当である。	804,000	



第1号様式(第6条関係)

事業提案書

令和7年1月29日

(あて先) 浜松市長

所在地

団体の名称 静岡県立浜名高等学校後援

代表者役職・ 会長

氏 名

河合 利治

連絡先 Tel.

次のとおり、事業を提案します。

事業名	鹿島の金貸水神伝説とその誕生説を絵本化して広く伝える
実施時期	2025年4月1日(火) ～ 2025年8月31日(日)
実施場所	天竜区の学校・教育施設、ふれあいセンターはじめ、浜名区、浜松市内図書館24か所、静岡県西部地域(浜松市以外の)に、それ以外(静岡県立中央図書館、国会図書館、近隣地域)に配布 ※詳細は、【別紙1】“絵本『鹿島の金貸し水神伝説』配布予定先”を参照
概算事業費	478,700円
参加予定人数	35名(生徒19人、卒業生12人、教員3人、元顧問1人)
事業の内容 (事業の対象や手法などを具体的に記入)	鹿島の金貸水神伝説について、浜名高校史学部の研究成果を基に、生徒自らが絵を描き、複数言語で綴った絵本を製作・配付する ※詳細は【別紙2】“絵本出版・頒布について(案)”を参照
事業の目的	天竜区鹿島地区に伝わる鹿島の金貸水神伝説の掘り起こしを行い、絵本化することにより形に残す。その研究成果を天竜区内はじめ多くの人々へ還元することで、この地域の歴史の再発見や郷土愛を育み、地域活性化を図ることが目的である。
地域資源の活用	大変興味深い金貸し水神伝説を読みやすい絵本に複数言語で綴ることで、地元をはじめ、多くの世代の人たちにこの地域の歴史・文化の良さを伝える。また、これからの社会を担う高校生が地域の文化を探究し、発信する経験をするすることで、将来の文化継承・発展に繋がる取り組みとなる。
地域課題	鹿島の金貸水神伝説はユニークで注目に値する地域資源であるが、これを紹介する冊子が無く、地元でもあまり知られていなかった。
事業の妥当性	子どもからお年寄りまで世代を越えて読める絵本にし、また日本語と英語で綴ることにより、天竜区民はじめ、多くの人たちにこの地域の伝説の興味深さに触れていただく。同時に、高校生たちが、どうしてこのような伝説がこの地に誕生したのかについて進めてきた研究成果から絵本を作成して解説文を付すことで、伝説とそれを取り巻く文化についてより理解を深めていただくことができる。
公益性	郷土に興味深い伝説やそれを取り巻く文化があることを再認識し、歴史の再発見や郷土愛を育み地域活性化に寄与する。また区外の方にもその良さを知っていただくことで、天竜区に興味をもっていただき区民との文化交流等が促進される。
財政支援の妥当性	高校生が製作しているため、より親しみやすい存在として地域文化を数居の高いものではなく、身近に触れられると捉えていただける効果が期待できる。そして、地域の伝説や文化を紹介し、活性化を図ることに繋がたいと考えており、地域の行政の補助もいただけたら幸いであると考えている。

＜事業提案にあたっての確認事項＞

提案を行う事業について、該当する□にチェックを入れてください。

市税の納付又は納入の状況の確認についての同意（同意する場合は下記に☑を記入）	
☑ 浜松市地域力向上事業実施要綱第2条の規定により、市において、申請者の市税の納付又は納入状況について確認することに同意します。	
☑ 政治、宗教、選挙活動又は営利を目的とする事業ではありません。	
暴力団排除に関する誓約（誓約及び承諾する場合は下記に☑を記入）	
☑ 浜松市市民提案による住みよい地域づくり助成事業費補助金の交付申請にあたり、下記事項について誓約し、承諾します。	
（1）次に掲げる者のいずれにも該当しません。 ・暴力団（浜松市暴力団排除条例(平成24年浜松市条例第81号。以下「条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。） ・暴力団員等（条例第2条第4号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。） ・暴力団員等と密接な関係を有する者 ・上記3点に掲げる者のいずれかが役員等（無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべきもの、支配人及び清算人をいう。）となっている法人その他の団体 （2）浜松市が暴力団排除に必要な場合には、静岡県警察本部又は管轄警察署に照会することを承諾します。	
☑ 公序良俗に反する事業ではありません。	
■ 浜松市の他の補助金等の支援を受ける見込みは ☑ ありません □ あります（補助金等名称：_____）	
■ 国、他の地方公共団体又は浜松市の外郭団体から別に補助金等の公的支援を受ける見込みは ☑ ありません □ あります（補助金等名称：_____）	
□ 施設整備など後年度に維持管理経費が生じる事業ではありません。	
■ 同様の提案を他の区振興課又は行政センターに行って ☑ いません □ います （提案を行った区振興課又は行政センター：_____ 区振興課・行政センター 事業名称：_____）	
■ 給与所得者を雇用する事業者ですか。 □ はい⇒市民税・県民税・森林環境税特別徴収義務者指定通知書又は市民税・県民税・森林環境税特別徴収未実施理由書（第4号様式）を併せて提出してください。 ☑ いいえ	

第2号様式（第6条関係）

収支予算書

1 収入の部

単位：円

区分	予算額	経費内訳(単価・数量)
補助金	239,000	地域力向上事業(市民提案による住みよい地域づくり事業費補助金)
計	478,700	

2 支出の部

単位：円

区分	補助 対象 ※	予算額	経費内訳(単価・数量)
絵本印刷製本代	○	440,000	絵本の規格：サイズ 210mm×210mm 32 ページ+ハードカバー カラー 150 冊 ※【別紙3】の見積書を参照
郵送代	○	38,700	レターパックライト(430 円)で 90 か所に送付 ※配布予定先と冊数は【別紙1】参照
計		478,700	
うち補助対象経費		478,700	

※補助対象事業に○を記載してください。

第3号様式（第6条関係）

団体の概要書

団体名	静岡県立浜名高等学校後援会			
事務所の所在地	（ 専用事務所 ・ 住居兼用 ・ その他 ）			
	電 話		FAX	
	ホームページ	な し		
代表者役職・氏名	会長・河合 利治			
担当者連絡先	氏 名			
	電 話			
	F A X			
	Eメール			
設立年月日	不 明			
会員数	1 1 7 2			
団体の目的	静岡県立浜名高等学校における教育活動の後援及び教育環境整備を行い、浜名高校の教育の充実に寄与することを目的とする			
主な活動内容	(1) 浜名高校の教育活動の後援に関する事業 (2) 浜名高校の環境整備に関する事業 (3) その他、上述の目的を達成するために必要な事業			

※団体の詳細がわかる資料を別途添付

令和6年度 静岡県立浜名高等学校後援会 役員

1 役員

番号	役 職	令和6年度		令和5年度	
		氏 名	備 考	氏 名	備 考
1	理 事 (会 長)	河 合 利 治	H25～27 同窓会長		
2	理 事 (副会長)				
3	理 事 (副会長)				
4	理 事 (副会長)				
5	理 事				
6	理 事				
7	理 事				
8	理 事				
9	理 事				
10	理 事				
11	理 事				
12	理 事				
13	理 事				
14	理 事				
15	監 事				
16	監 事				

2 顧問

番号	役 職	令和6年度		令和5年度	
		氏 名	備 考	氏 名	備 考

静岡県立浜名高等学校後援会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、静岡県立浜名高等学校後援会と称する。

(事務所)

第2条 本会は、事務所を静岡県浜松市浜名区西美園 2939-1 静岡県立浜名高等学校内に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、静岡県立浜名高等学校（以下「本校」という。）における教育活動の後援及び教育環境整備に関する事業を行い、本校の教育の充実に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 本校の教育活動の後援に関する事業
- (2) 本校の環境整備に関する事業
- (3) その他本会の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(会員)

第5条 本会に次の会員を置く。

- (1) 正会員 本校に在学する生徒の保護者で、本会の目的に賛同して入会した者
 - (2) 賛助会員 正会員以外のもので、本会の目的に賛同して入会した者又は団体
- (会員の資格の取得)

第6条 本会の会員になろうとするものは、理事会で別に定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

(会費)

第7条 本会の活動に経常的に生じる費用に充てるため、正会員は、総会において別に定める額を支払うものとする。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意に退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) 本会の会則その他の規則等に違反したとき。
- (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 本校に在学する生徒の保護者でなくなったとき。
- (2) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

第4章 総会

(構成)

第11条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

(権限)

第12条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 役員の選任又は解任
- (3) 事業報告書及び収支決算書の承認
- (4) 会則の変更
- (5) 解散及び残余財産の処分
- (6) その他総会で決議するものとして理事会又はこの会則で定められた事項

(開催)

第13条 総会は、定時総会として毎事業年度終了後3か月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第14条 総会は、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議長)

第15条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

(議決権)

第16条 総会における議決権は、正会員1人につき1個とする。

(決議)

第17条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 会則の変更
- (4) 解散

3 役員を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。役員の候補者の合計数が第19条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

- 4 前項の規定にかかわらず、役員を選任する議案を決議するに際し、候補者の合计数が第 19 条に定める定数の枠内の場合には、候補者を一括して第 1 項の決議を行うことができる。
- 5 やむを得ず総会に出席できない正会員は、他の出席する正会員を代理人として、議決の委任をすることができる。この場合において、第 1 項から第 4 項の規定については、これを出席したものとみなす。

(議事録)

第 18 条 総会の議事については、議事録を作成する。

- 2 議長及び出席した理事のうちから選出された議事録署名人 2 人は、前項の議事録に記名押印する。

第 5 章 役員

(役員の設定)

第 19 条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 14 人以上 16 人以内
- (2) 監事 2 人
- (3) 顧問 若干名

- 2 理事のうち、1 人を会長とし、3 人を副会長とする。

(役員を選任)

第 20 条 役員は総会の決議によって選任する。

- 2 会長及び副会長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 顧問は、理事会の推薦による。

(役員職務及び権限)

第 21 条 理事は、理事会を構成し、この会則で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、この会則で定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行し、副会長は、理事会において別に定めるところにより、本会の業務を分担執行する。
- 3 理事は、理事会において別に定めるところにより、その業務を執行する。
- 4 顧問は、理事会に出席し意見を述べることができる。

(監事の職務及び権限)

第 22 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 3 監事は、理事会に出席し意見を述べることができる。

(役員任期)

第 23 条 役員任期は、1 年（翌事業年度の定時総会まで）とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された役員任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 役員は、第 19 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選出された者が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 24 条 役員は、総会の決議によって解任することができる。

(役員の報酬)

第 25 条 役員は、無報酬とする。

第 6 章 理 事 会

(構成)

第 26 条 本会に理事会を置く。

2 理事会は、理事をもって構成する。

(権限)

第 27 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 総会に付議する事項の承認
- (3) 理事の職務の執行の監督
- (4) 会長及び副会長の選定及び解職
- (5) その他理事会で決議するものとしてこの会則で定められた事項の承認

(招集)

第 28 条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。

(決議)

第 29 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された議案について書面をもって表決することができる。この場合において、前項の規定については、これを出席したものとみなす。

(議事録)

第 30 条 理事会の議事については、議事録を作成する。

2 会長及び出席した理事のうちから選出された議事録署名人 2 人は、前項の議事録に記名押印する。

第 7 章 事 務 局

(事務局)

第 31 条 本会に事務局を置く。

2 事務局員の選定その他事務局の運営に必要な事項は、理事会で別に定める。

第 8 章 会 計

(事業年度)

第 32 条 本会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 33 条 本会の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、定時総会に提出し、その内容を報告するとともに、事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第 34 条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告書

(2) 収支決算書

2 前項の承認を受けた書類は、定時総会に提出し承認を受けなければならない。

3 第 1 項の書類のほか、次の書類を事務所に 5 年間備え置くとともに、会則及び会員名簿を事務所に備え置くものとする。

(1) 監査報告

(2) 役員の名簿

第 9 章 会則の変更及び解散

(会則の変更)

第 35 条 この会則は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第 36 条 本会は、総会の決議その他学校の再編整備などの事由により解散する。

第 10 章 雑 則

(委任)

第 37 条 この会則に定めるもののほか、本会の運営その他必要な事項は、理事会が別に定める。

附 則

1 この会則は、平成 25 年 5 月 1 日から施行する。

2 この会則の施行前に議決のあった平成 25 年度の事業計画書及び収支予算書については、この会則の規定にかかわらず、平成 25 年度の事業計画書及び収支予算書とする。

3 第 6 条及び第 7 条の規定にかかわらず、平成 25 年度の会員の資格の取得及び会費については、なお従前の例による。

4 静岡県立浜名高等学校後援会規約（昭和 55 年 5 月制定）は廃止する。

静岡県立浜名高等学校後援会会員に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、静岡県立浜名高等学校後援会（以下「本会」という。）会則第37条の規定に基づき、本会の会員の入会及び退会並びに会費の取扱いに関し必要な事項を定めることを目的とする。

(入会手続)

第2条 会則第6条の申込みは、入会申込書（様式第1号）を本会に提出することによって行う。

(会員名簿)

第3条 入会した者は、会員の種別ごと会員名簿（様式第2号）に登録する。

2 会員名簿に登録された個人会員に関する情報については、その公開の可否及び公開の範囲について、本人の意向を十分尊重し、慎重に取り扱わなければならない。

(経費の負担)

第4条 会則第7条に規定する経費の負担は、次のとおりとする。

(1) 全日制の保護者 月額 600 円 × 12 月

(2) 定時制の保護者 月額 275 円 × 12 月

2 会員のうち、静岡県立浜名高等学校（以下「本校」という。）に在学する生徒が2人以上の保護者にあつては、前項の会費に在学する生徒の数を乗じて得た額を納入するものとする。

3 事業年度の途中で入会した会員は、入会した日の属する月から会費を納めなければならない。

4 本校に在学する生徒が、留学又は休学したときは、当該生徒の保護者である会員は、当該事由の発生した日の属する月の翌月から復学する日の属する月の前月までの期間は、経費負担を要しない。

5 会長は、特別の理由があると認めるときは、会費の一部又は全部を免除し、又はその納入を猶予することができる。

(会費等の納入)

第5条 会員は、毎事業年度の会費として理事会で別に定める方法により、会費を理事会で別に定める日までに納入しなければならない。

第6条 賛助会員から寄附等の申し出があつた場合については、その都度納入する。

(退会手続)

第7条 会則第8条の退会届は様式第3号による。

2 会員が退会したときは、会員名簿の登録を抹消する。会則第9条及び第10条の規定により会員でなくなったときも同様とする。

(会員資格の喪失等に伴う会費の取扱い)

第8条 会員が会員資格を喪失した場合において、会員資格を喪失した日の属する月の翌月以降の期間について既納の会費があるときは、当該既納の会費を返還するものとする。

- 2 会員が事業年度の途中で退会又は会員資格を喪失した場合において、その日の属する月以前の期間について未納の会費があるときは、当該未納の会費を納入しなければならない。
- 3 本校に在学する生徒が留学又は休学した場合において、留学又は休学した日の属する月の翌月から復学する日の属する月の前月までの期間について、当該生徒の保護者である会員に既納の会費があるときは、当該既納の会費を返還するものとする。
(規則の変更)

第9条 この規則は、理事会の決議によって変更することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、会費の額の変更については、総会の決議を要する。
(補足)

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

絵本『鹿島の金貸し水神伝説』配布予定先

〔全体〕

配付数
※郵送含む (郵送)

浜松市	天竜区	小学校	11	(11)
		中学校	5	(5)
		高校	1	
		幼稚園	8	(8)
		こども園	2	(2)
		特別支援学校	1	(1)
		区役所	7	
		ふれあいセンター	6	
		金貸し水神社	1	
	浜名区	小学校	25	(24)
		中学校	9	(8)
		特別支援学校	2	(2)
		三ヶ日青年の家	1	(1)
		区役所	4	
		協働センター	4	
	市内全域	図書館(分室含む)	24	
		金原明善記念館	1	
静岡県 (浜松市以外)	県全域	静岡県立中央図書館	1	(1)
		静岡大学人文社会科学部	1	(1)
	西部地区	7市町主要図書館 (湖西、磐田、袋井、掛川、 菊川、森、御前崎)	7	(7)
愛知県 (近隣地域)	県全域	愛知県図書館	1	(1)
	東三河地区	4市主要図書館 (豊橋、豊川、岡崎、新城)	4	(4)
	天竜川流域町	東栄町図書室	1	(1)
長野県	天竜川流域市町	10市町主要図書館	10	(10)
岐阜県	県全域	岐阜県図書館	1	(1)
三重県	県全域	三重県立図書館	1	(1)
国立国会図書館			1	(1)
浜名高校			10	
合計			150	(90)

〔天竜区〕

●小学校 11

二俣小学校	☆
光明小学校	☆
上阿多古小学校	☆
下阿多古小学校	☆
熊小学校	☆
横山小学校	☆
犬居小学校	☆
気田小学校	☆
佐久間小学校	☆
浦川小学校	☆
水窪小学校	☆

●中学校 5

清竜中学校	☆
光が丘中学校	☆
春野中学校	☆
佐久間中学校	☆
水窪中学校	☆

●高校 1

天竜高校二俣校舎	
----------	--

●幼稚園 8

浜松市立二俣幼稚園	☆
浜松市立光明幼稚園	☆
浜松市立熊幼稚園	☆
浜松市立上阿多古幼稚園	☆
浜松市立下阿多古幼稚園	☆
浜松市立犬居幼稚園	☆
浜松市立気田幼稚園	☆
浜松市立佐久間幼稚園	☆

●こども園 2

子育てセンターすぎのこ	☆
子育てセンターやまびこ	☆

●特別支援学校

天竜特別支援学校	☆
----------	---

●天竜区役所 7 ☆

●ふれあいセンター 6

二俣ふれあいセンター
光明ふれあいセンター
上阿多古ふれあいセンター
下阿多古ふれあいセンター
熊ふれあいセンター
竜川ふれあいセンター

●金貸し水神社 1 ☆

〔浜名区〕

●小学校 25

都田小学校	☆
都田南小学校	☆
浜名小学校	☆
北浜小学校	☆
北浜東小学校	☆
中瀬小学校	☆
赤佐小学校	☆
龜玉小学校	☆
新原小学校	☆
北浜北小学校	☆
内野小学校	☆
北浜南小学校	☆
伎倍小学校	☆
気賀小学校	☆
西気賀小学校	☆
伊目小学校	☆
中川小学校	☆
井伊谷小学校	☆
金指小学校	☆
奥山小学校	☆
三ヶ日東小学校	☆
三ヶ日西小学校	☆
平山小学校	☆
尾奈小学校	☆
引佐北部小学校・中学校	☆

●中学校 9

都田中学校	☆
浜名中学校	☆
北浜中学校	
浜北北部中学校	☆
龜玉中学校	☆
北浜東部中学校	☆
細江中学校	☆
引佐南部中学校	☆
三ヶ日中学校	☆

●特別支援学校 2

浜北特別支援学校	☆
浜松みをつくし特別支援学校	☆

●三ヶ日青年の家 1 ☆

●浜名区役所 4

●協働センター 4

北浜南部協働センター
龜玉協働センター
中瀬協働センター
浜名協働センター

〔浜松市内（天竜区、浜名区以外、ただし図書館含む）〕

●図書館 24

中央
駅前分室
城北
南
西
北
積志
東
流通元町
はまゆう
舞阪
雄踏
南陽
可新
浜北
都田
細江
引佐
三ヶ日
天竜
春野
佐久間
水窪
龍山

●金原明善記念館 1

〔静岡県内（浜松市以外）〕 〔その他〕

●静岡県立中央図書館 1 ☆

●国立国会図書館 1 ☆

●静岡大学人文社会科学部 1 ☆

●浜名高校 1

●西部地区市町主要図書館 7

御前崎市立図書館	☆
菊川市立小笠図書館	☆
掛川市立中央図書館	☆
磐田市立中央図書館	☆
袋井市立袋井図書館	☆
湖西市立中央図書館	☆
森町立図書館	☆

〔愛知県〕

●愛知県図書館 1 ☆

●豊橋市中央図書館 1 ☆

●豊川市中央図書館 1 ☆

●岡崎市立中央図書館 1 ☆

●新城図書館 1 ☆

●東栄町立図書室 1 ☆

〔長野県〕

●市立岡谷図書館 1 ☆

●辰野図書館 1 ☆

●箕輪町図書館 1 ☆

●伊那市立図書館 1 ☆

●駒ヶ根市立図書館 1 ☆

●飯島町図書館 1 ☆

●松川町図書館 1 ☆

●高森町立図書館 1 ☆

●飯田市立図書館 1 ☆

●阿南町立図書館 1 ☆

〔岐阜県〕

●岐阜県図書館 1 ☆

〔三重県〕

●三重県立図書館 1 ☆

絵本出版・頒布について

1 題名 鹿島の水神伝説 ～水神様が病気を引き換えに、お金を貸してくれる～ (仮)

2 製作者 浜名高校史学部 (令和4年度～6年度生)

3 目的

浜松市天竜区鹿島に伝わる「水神様が病気を担保にお金を貸してくれる」という全国的にもユニークで有難い伝説を発掘し、複数言語で綴った絵本を製作・配付することで、天竜区内はじめ多くの人々へ還元し、この地域の歴史の再発見や郷土愛を育み、地域活性化を図ることが目的である。

4 絵本の規格 210mm×210mm サイズ (32ページ+表紙カバー) :

5 冊数 約150冊

6 出版時期 2025年4月頃

7 製作の概要

浜松市天竜区二俣地区には、「病気を担保にお金を貸してくれる」という何ともユニークで有難い伝説が伝わっている。

浜名高校史学部では、2023年3月より、この伝説に着目し、その起源について研究してきた。研究は、何度も困難に直面する状況であったが、諦めずに現地に足を運び、古文書や資料にあたる手法で行った。この研究成果は論文にまとめ、國學院大學のコンテストで学術的にも高評価をいただいている【別紙4、5参照】。また、市内で研究発表会も複数回開催し、研究成果を地元に戻元しようと試みてきた。

研究の過程で、大変興味深く価値のあるこの伝説をもっと広く知ってもらいたい。そして、地元全体が文化的に盛り上がればと、絵本を製作し発信しようという運びとなった。

絵本は世代を超えて様々な人たちが読むことができる。子どもたちに親しみやすくするように一人称の語りを付した。ストーリーは岐阜女子大学のコンテスト賞をいただいている。また、外国の方にも広めたいと浜名高校の外国人英語教員などからの指導をうけながら、英語訳も綴っている。

そして、後半には、伝説を取り巻く二俣地区の文化についてより理解を深めていただこうとこの伝説の起原に関する史学部が行ってきた研究成果を解説文として載せている。

このような興味深い伝説を多くの方にご高覧いただき、天竜区の伝説や文化、歴史を再評価し、郷土の活性化に繋げることを目的としている。

8. 金貸し水神伝説に関する研究及び絵本製作活動の経緯

2022年3月 研究を開始

フィールドワークや古文書調査を重ねる
自分たちなりに伝説を解釈し、現代語訳を作成

2022年11月 静岡県高校総合文化祭の郷土研究部研究発表大会で優秀賞

フィールドワークや古文書調査を重ねる
地元の人たちに研究成果を発表

2023年6月 浜名高校文化祭にて伝説を動画化し披露

2023年12月 國學院大學主催「地域の伝承文化に学ぶコンテスト」にて優秀賞
(全国2位の賞)

2024年3月 伝説に詳しい方から話を聞き、文化祭で製作した動画を基に絵本化開始

2024年6月 浜松市中央図書館にて研修成果を発表

2024年8月 絵本の原文、絵完成

2024年12月 英語訳の原案完成

2025年1月 岐阜女子大学主催「メタバースコンクール」にて特別賞

御見積書

見積日 2024年 12月 06日

静岡県立浜名高等学校 様

下記の通り、御見積り致します。

お見積り金額 (税込)
¥440,000

担当/山田

有効期限 1 カ月

品名	仕様	数量	単位	単価(税抜)	税率	金額(税抜)
オリジナル絵本 制作費 イラスト部分32頁	仕上:210×210mm 印刷:フルカラー(オフセット印刷) 紙質:表紙 マットコート135K 本文 マットコート135K 加工:ミシン上製本、小口角丸 (表紙4頁+本文36頁(内4頁貼合せ)) データ修正費用含む 納品1か所	150	冊		10%	¥400,000
小計						¥400,000
消費税						¥40,000
合計						¥440,000

※は軽減税率対象です。

税率区分	消費税	金額(税抜)
10%対象	¥40,000	¥400,000
8%対象		

備考

制作が発生した場合、別途制作費が発生する可能性があります。
(その場合は事前にご連絡させていただきます。)
どうぞよろしくお願いいたします。

國學院大學

「地域の伝承文化に学ぶ」 コンテスト

国学院大学・高校生新聞社主催の「地域の伝承文化に学ぶ」コンテストの情報を随時更新しています。

地域民話研究部門（団体）

最優秀賞

「伊予の国小野谷に残る小町伝承の謎を解く3～第二の小町伝承を求めて～」

愛媛県立松山北高等学校 郷土研究部

優秀賞

「浜松市天竜区鹿島に伝わる不思議な金貨水神伝説の起源

—なぜ「水神様が病気を担保にお金を貸す」のか—」

静岡県立浜名高等学校 史学部

佳作

「和泉地区発・青森の笛をつなぐ～義平とおみつ 乱世に咲いた恋～」

福井県立大野高等学校 JRC「結」

「紀南地域における河童伝承」

和歌山県立田辺高等学校 河童倶楽部

審査員の講評：

優秀賞

「浜松市天竜区鹿島に伝わる不思議な金貨水神伝説の起源—なぜ「水神様が病気を担保にお金を貸す」のか—」

静岡県立浜名高等学校

史学部

天竜川沿いに鎮座する浜松市天竜区鹿島の金貨水神社は「病気を担保にお金を貸す水神」といわれています。水神様からお金を借り、返さなければ担保として病気を取り上げられるという契約は、祈願する者に一方的に有利です。これは借金のカタという形式を取ってはいますが、病期平癒祈願の珍しい形であると言えます。「毎日通学している道路のわき」の「鳥居もない祠のみの小さな神社」にある「ユニークな伝説」への興味から調査を始め、一年半にわたるフィールドワークを積み重ねる史学部の活動は、まさに「地域の伝承文化に学ぶ」姿勢といえます。水神社の勧請の経緯や、田代家文書に残る無尽講の影響など、多くの資料を用いて論証を試みている点も評価しました。

社寺の祭礼で行われる「お種銭」の授与などの神仏とお金をやり取りする儀礼や、病除けの「疫病神のわび証文」など神仏と証文を交わす民間信仰と比較すると、さらに深く考察できると思います。さらなる研究の発展を期待します。

(國學院大學文学部 教授 板倉義之先生)

優秀賞

「浜松市天竜区鹿島に伝わる不思議な金貨水神伝説の起源—なぜ「水神様が病気を担保にお金を貸す」のか—」

静岡県立浜名高等学校

史学部

伝承の背景を考えようという問題設定は、オーソドックスで外連味がなく、高校生の研究らしい良い問いの立て方だと思いました。同クラブのモットーだという「歩け、見よ、聞け」という手法も堅実で、各種の資料を駆使し、外堀を埋めながら本丸へと突き進む様子は、読んでいて安心感がありました。得られた結論も客観的に見て納得の行くものと判断できます。欲を言えば、この伝承の背景を大所高所から捉えてほしいと思います。というのも、この伝承には、前近代の貨幣文化や、証文文化が仄見えるからです。この点についての言及はあって然るべきだと思います。こうした補助線を引くと、地域の文化をさらに深く、また、別の角度から見られるはずです。

(國學院大學文学部 教授 伊藤龍平先生)



令和7年1月31日

(あて先) 浜松市長

所在地

団体の名称 「龍水の都」文化体験プログラム実行委員会

代表者役職・代表

氏 名 大角 夫美子

連絡先 TEL

次のとおり、事業を提案します。

事業名	「第8回浜松市森林のまち童話大賞」ミュージカル創作体験事業						
実施時期	令和7年4月6日(日) ～ 令和7年12月1日(月)						
実施場所	天竜壬生ホール、光明ふれあいセンター						
概算事業費	1,608,967円						
参加予定人数	受講者 70名、参加者 980名						
事業の内容 (事業の対象や手法などを具体的に記入)	令和6年度、「第8回浜松市森林のまち童話大賞」の公募が行なわれ、全国各地から応募された多数の作品の中から大賞及び入賞受賞者が決定された。 当事業は、「第8回浜松市森林のまち童話大賞」大賞受賞作品をモチーフとしたミュージカルの創作体験及び公開リハーサルを、天竜区の子どもたちを中心にして行うものである。 今後、天竜区の森林の大切さや自然環境の魅力をPRするため、創作したミュージカルは、今後 MIBU ワークショップ成果発表公演などにより多くの人に「森林の大切さ」を情報発信していく。 ■スケジュール <table border="1"> <thead> <tr> <th>活 動 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4月～参加者の募集</td> </tr> <tr> <td>4月～「第8回浜松市森林のまち童話大賞」ミュージカル企画／創作／舞台制作</td> </tr> <tr> <td>4月～10月ミュージカル及びダンスの創作・指導</td> </tr> <tr> <td>10月9日「第8回浜松市森林のまち童話大賞」公開リハーサル</td> </tr> <tr> <td>11月～12月「第8回浜松市森林のまち童話大賞」創作体験事業の実績報告</td> </tr> </tbody> </table>	活 動 内 容	4月～参加者の募集	4月～「第8回浜松市森林のまち童話大賞」ミュージカル企画／創作／舞台制作	4月～10月ミュージカル及びダンスの創作・指導	10月9日「第8回浜松市森林のまち童話大賞」公開リハーサル	11月～12月「第8回浜松市森林のまち童話大賞」創作体験事業の実績報告
活 動 内 容							
4月～参加者の募集							
4月～「第8回浜松市森林のまち童話大賞」ミュージカル企画／創作／舞台制作							
4月～10月ミュージカル及びダンスの創作・指導							
10月9日「第8回浜松市森林のまち童話大賞」公開リハーサル							
11月～12月「第8回浜松市森林のまち童話大賞」創作体験事業の実績報告							

事業の目的	浜松市では、次の世代を担う子どもたちに、森林の大切さを伝えとともに、豊かな自然に恵まれた天竜区をPRするため、「浜松市森林のまち童話大賞」を実施している。 当事業は、「浜松市森林のまち童話大賞」の趣旨に沿って、天竜区の地域資源である森林の大切さや恵みを文化・芸術とともに多くの市民に伝え、人が自然と共生する社会の実現、森林や林業への関心を深めることを目的とする。
地域資源の活用	天竜区は、古くから森林資源の恵みを受け発展してきた。これまでも森林が清流を育て、流域全体に様々な恵みをもたらしてきた。 森林の果たす役割や大切さを、「浜松市森林のまち童話大賞」の大賞作品をミュージカル化した作品を通して多くの市民に情報発信することにより、天竜区の魅力を伝えていく。
地域課題	浜松市の中山間地域は、面積の約9割が森林である。そのなかにある天竜区も高齢化・過疎化が進み、森林の手入れができないため荒廃が深刻である。 天竜区の豊かな森林は、水源涵養^{かんよう}として、下流域の水資源として貢献していることが理解されていないことや、関心が薄いことが地域にとっての課題である。
事業の妥当性	・童話をミュージカルという事業形式することにより、感覚的に多くの市民への啓発効果的である。 ・創作したミュージカルは、森林や自然環境の大切さを訴える色々なイベントで活用できる。(別紙、団体の活動歴を参照) ・ミュージカル創作体験から学んだことを、未来を担う子どもたちが今後の地域活動に活かすことができる。
公益性	豊かな森林が浜松市全体に貢献していることを多くの市民に理解してもらうことで、以下の効果が見込まれる。 ・天竜区民が地域に愛着と誇りを持つことができる。 ・天竜区の森林が直面している課題を多くの市民が知り、課題解決に向けた新しい取り組みや支援が生まれるきっかけになり得る。
財政支援の妥当性	ミュージカル形式で実施する当事業は、一般的な行政施策として実施される講演会等の啓発事業に比べ、あらゆる世代が理解しやすく、参加への心理的ハードルも低い。 当事業の実施により、これまで森林や天竜区について関心を抱いてこなかった市民に対しても、森林や天竜区の施策について知ってもらう効果的な機会となり得る。

＜事業提案にあたっての確認事項＞

提案を行う事業について、該当する□にチェックを入れてください。

市税の納付又は納入の状況の確認についての同意（同意する場合は下記に☑を記入）	
☐ 浜松市地域力向上事業実施要綱第2条の規定により、市において、申請者の市税の納付又は納入状況について確認することに同意します。	
☐ 政治、宗教、選挙活動又は営利を目的とする事業ではありません。	
暴力団排除に関する誓約（誓約及び承諾する場合は下記に☑を記入）	
☐ 浜松市市民提案による住みよい地域づくり助成事業費補助金の交付申請にあたり、下記事項について誓約し、承諾します。	
(1) 次に掲げる者のいずれにも該当しません。 ・暴力団（浜松市暴力団排除条例(平成24年浜松市条例第81号。以下「条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。） ・暴力団員等（条例第2条第4号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。） ・暴力団員等と密接な関係を有する者 ・上記3点に掲げる者のいずれかが役員等（無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべきもの、支配人及び清算人をいう。）となっている法人その他の団体	
(2) 浜松市が暴力団排除に必要な場合には、静岡県警察本部又は管轄警察署に照会することを承諾します。	
☐ 公序良俗に反する事業ではありません。	
☒ 浜松市の他の補助金等の支援を受ける見込みは	☐ ありません ☐ あります（補助金等名称： ）
☒ 国、他の地方公共団体又は浜松市の外郭団体から別に補助金等の公的支援を受ける見込みは	☐ ありません ☐ あります（補助金等名称： ）
☐ 施設整備など後年度に維持管理経費が生じる事業ではありません。	
☒ 同様の提案を他の区振興課又は行政センターに行っ	☐ いません ☐ います (提案を行った区振興課又は行政センター： 区振興課・行政センター 事業名称：)
☒ 給与所得者を雇用する事業者ですか。	☐ はい⇒市民税・県民税・森林環境税特別徴収義務者指定通知書又は市民税・県民税・森林環境税特別徴収未実施理由書（第4号様式）を併せて提出してください。 ☐ いいえ

第2号様式 (第6条関係)

収支予算書

1 収入の部

単位：円

区分	予算額	経費内訳(単価・数量)
補助金	804,000	地域力向上事業(市民提案による住みよい地域づくり事業費補助金)
計	1,608,967	

2 支出の部

単位：円

区分	補助 対象※	予算額	経費内訳(単価・数量)
報償費	○	801,864	◆司会料(公開リハーサル) @22,274円×1人×1日= 22,274円 ◆指導料 ・ミュージカル @22,274円×1人×14日=311,836円：演技・歌唱指導 @22,274円×1人×14日=311,836円：楽曲指導 ・ダンス @11,137円×1人×14日=155,918円：演技・振付指導
2 消耗品	○	92,400	◆教材費 ・ミュージカル @550円×35人×2稿 = 38,500円：脚本等 @550円×35人×2稿 = 38,500円：楽曲・譜面等 ・ダンス @220円×35人×2稿 = 15,400円：振付絵コンテ等
手数料	○	1,980	◆振込み手数料 990円×2回 = 1,980円
委託料	○	530,000	◆舞台製作費(公開リハーサル分) 一式 460,000円 ◆舞台映像撮影費(公開リハーサル分) 一式 70,000円
使用料及び賃借料	○	182,723	◆施設使用料 ・壬生ホール使用料 <u>182,723円</u> 【内訳】 ・天竜壬生ホール(リハーサル室)(88,070円) @330円×7.0h×8回 = <u>18,480円</u> ミュージカル @410円×3.0h×8回 = <u>9,840円</u> ダンス ・光明ふれあいセンター(ホール) @940円×7.0h×5回 = <u>32,900円</u> ミュージカル @1,790円×3.0h×5回 = <u>26,850円</u> ダンス ・天竜壬生ホール(94,653円) A. ホール使用料 午前準備 午後準備 夜間本番 夜間片付け (3,115円+4,150円+9,090円+1,298円)×1回 = <u>17,653円</u> B. ホール附帯備品使用料 @55,000円 ×1式 = <u>55,000円</u> C. 映像機器使用料 @22,000円 ×1式 = <u>22,000円</u> ※スクリーン、プロジェクター他
計		1,608,967	
うち補助 対象経費		1,608,967	

※補助対象事業に○を記載してください。

- ◆下記については、「龍水の都」文化体験プログラム実行委員会の負担とする。
 ・台本・楽曲・音源の創作費、大道具・衣装制作費、傷害保険料

■「第8回浜松市森林(もりのまち)児童大賞」ミュージカル創作体験事業 スケジュール表

M:ミュージカル	練習時間	10:00~17:00
----------	------	-------------

D:ダンス	練習時間	18:00~21:00
-------	------	-------------

壬生:天竜壬生ホール
光明:光明ふれあいセンター

4月	R07	5月	R07	6月	R07	7月	R07	8月	R07	9月	R07	10月	R07
日曜	時間	日曜	時間	日曜	時間	日曜	時間	日曜	時間	日曜	時間	日曜	時間
1	火	1	木	1	日	1	火	1	金	1	月	1	水
2	水	2	金	2	月	2	水	2	土	2	火	2	木
3	木	3	土	3	火	3	木	3	日	3	水	3	金
4	金	4	日	4	水	4	金	4	月	4	木	4	土
5	土	5	月	5	木	5	土	5	火	5	金	5	日
6	日	6	火	6	金	6	日	6	水	6	土	6	月
7	月	7	水	7	土	7	月	7	木	7	日	7	火
8	火	8	木	8	日	8	火	8	金	8	月	8	水
9	水	9	金	9	月	9	水	9	土	9	火	9	木
10	木	10	土	10	火	10	木	10	日	10	水	10	金
11	金	11	日	11	水	11	金	11	月	11	木	11	土
12	土	12	月	12	木	12	土	12	火	12	金	12	日
13	日	13	火	13	金	13	日	13	水	13	土	13	月
14	月	14	水	14	土	14	月	14	木	14	日	14	火
15	火	15	木	15	日	15	火	15	金	15	月	15	水
16	水	16	金	16	月	16	水	16	土	16	火	16	木
17	木	17	土	17	火	17	木	17	日	17	水	17	金
18	金	18	日	18	水	18	金	18	月	18	木	18	土
19	土	19	月	19	木	19	土	19	火	19	金	19	日
20	日	20	火	20	金	20	日	20	水	20	土	20	月
21	月	21	水	21	土	21	月	21	木	21	日	21	火
22	火	22	木	22	日	22	火	22	金	22	月	22	水
23	水	23	金	23	月	23	水	23	土	23	火	23	木
24	木	24	土	24	火	24	木	24	日	24	水	24	金
25	金	25	日	25	水	25	金	25	月	25	木	25	土
26	土	26	月	26	木	26	土	26	火	26	金	26	日
27	日	27	火	27	金	27	日	27	水	27	土	27	月
28	月	28	水	28	土	28	月	28	木	28	日	28	火
29	火	29	木	29	日	29	火	29	金	29	月	29	水
30	水	30	金	30	月	30	水	30	土	30	火	30	木
		31	土			31	木	31	日			31	金

団体の概要書

団体名	「龍水の都」文化体験プログラム実行委員会		
事務所の所在地	 （ 専用事務所 ・ 住居兼用 ・ その他 倉庫兼事務所 ）		
	電 話		FAX
	ホームページ		
代表者氏名	大角 夫美子		
担当者連絡先	氏 名		
	電 話		
	F A X		
	Eメール		
設立年月日	平成 14 年 7 月 22 日		
会員数	98 名（令和 7 年 1 月 31 日現在）※出演団員 66 名含む		
団体の目的	地域の特色と人材を活かした数々のミュージカルを市民協働により創作・発表し、子どもたちの豊かな心の形成に努めるとともに、自然と人間の共生、生命の重さ、夢を抱くことの素晴らしさ、ものづくりの大切さ、故郷や家族のありがたさ等を伝えることを目的とする。（「龍水の都」文化体験プログラム実行委員会規定より）		
活 動 概 要	「龍水の都」文化体験プログラム実行委員会は、今年7月で22年目を迎えます。地域の特色を活かした数々のミュージカルを市民協働により創作し、平成15年度から令和6年度までに56公演を実施した。これからも、次世代を担う子どもたちに社会で必要な、創造的思考力、コミュニケーション能力などの育成や豊かな心の形成づくりに努めるとともに人が自然と共生する社会の実現、森林や林業への関心を深める活動等をしていく。		
受 賞 歴	平成23年度に、「龍水の都」文化体験プログラム実行委員会は、子ども・若者を育成支援する活動等に取り組み顕著な功績があったとして、内閣府から「チャイルド・ユースサポート章」を受章、平成25年度に、地域で優れた文化活動を行っているとして公益財団法人静岡県文化財団から「第27回地域文化活動賞」を受賞、平成29年度に、地域で優れた芸術・文化を支援したとして、公益財団法人静岡新聞・静岡放送文化福祉事業団から「第7回ふるさと貢献賞」を受賞した。 また、令和4年度、「創造都市・浜松」を推進する取り組みに対し浜松市創造都市推進会議から「創造都市・浜松」クリエイティブコアに選定された。 なお、指導者は、平成23年度に、ダンスの指導者として、「浜松市教育文化奨励賞」を受賞した。		
活動歴	別紙のとおり		

※団体の詳細がわかる資料を別途添付

「龍水の都」文化体験プログラム実行委員会規定

(趣旨)

第1条 この規定は、地域の特色と人材を活かした芸術普及事業等を推進し、将来を担う子どもたちの豊かな心の形成づくりと地域文化の振興をするため、「龍水の都」文化体験プログラム実行委員会（以下「実行委員会」という。）に関し、必要な事項を定める。

(協議事項)

第2条 実行委員会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 芸術普及事業等の企画・推進に関すること。
- (2) 芸術普及事業等の事業評価に関すること。
- (3) その他実行委員会が必要と認めること。

(代表及び副代表)

第3条 実行委員会に代表及び副代表を置き、委員の互選により定める。

- 2 代表は、会務を総括する。
- 3 副代表は、代表を補佐し、代表に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 実行委員会の会議は、代表が召集し、代表が会議の議長となる。

- 2 実行委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

(庶務)

第5条 実行委員会の庶務は、おいて処理するため、「龍水の都」文化体験プログラム実行委員会事務局を浜松市天竜区山東2533番地の1に置く。

(監査)

第6条 実行委員会の会計事務は、委員会の監事の監査を受ける。

(その他)

第7条 この規定に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規定は、平成14年7月22日から施行する。

この規定は、平成17年7月1日から施行する。

この規定は、平成19年4月1日から施行する。

この規定は、平成22年4月1日から施行する。

この規定は、平成27年6月1日から施行する。

この規定は、平成29年6月1日から施行する。

この規定は、令和 元年6月1日から施行する。

この規定は、令和 4年1月1日から施行する。

この規定は、令和 6年6月1日から施行する。

実行委員会構成員一覧表

構成員氏名		役職等	備 考
1	大角 夫美子	実行委員長	代 表

【組織】

役 員：9名 令和6年6月1日現在

(内訳 代表：1名 副代表：1名 実行委員：5名 監事：1名 事務局：1名)

会 員：93人名（子ども団員：66名、保護者スタッフ：10名）

「龍水の都」文化体験プログラム実行委員会活動歴

年 度	活 動 内 容 (予 定)
平成15 (2003)	♪ミュージカル「机のなかの竜の森」創作 ①平成15年11月／ミュージカル「机のなかの竜の森」プレ公演(壬生 H)
平成16 (2004)	♪ミュージカル「机のなかの竜の森」創作(完結編) ②平成16年 7月／ミュージカル「机のなかの竜の森」浜名湖花博公演(水辺の劇場) ③平成16年12月／ミュージカル「机のなかの竜の森」公演(壬生 H)
平成17 (2005)	♪ミュージカル「本田宗一郎物語」創作 ④平成17年11月／ミュージカル「本田宗一郎物語」プレ公演(壬生 H)
平成18 (2006)	♪ミュージカル「本田宗一郎物語」創作(完結編) ⑤平成18年11月／本田宗一郎生誕100年記念事業・ミュージカル「本田宗一郎物語」公演(壬生 H) ※故本田宗一郎氏の妻、「本田さち」さん来場、アシモも参戦
平成19 (2007)	♪ミュージカル「秋野不矩物語」創作 ⑥平成19年 7月／本田宗一郎生誕100年記念 別府公演(B-CON PLAZA)※ホンダ太陽株 ほか視察 ⑦平成20年 2月／ミュージカル「秋野不矩物語」プレ公演(壬生 H)
平成20 (2008)	♪ミュージカル「秋野不矩物語」創作(完結編) ⑧平成20年 7月／秋野不矩画伯生誕100年記念事業・ミュージカル「秋野不矩物語」公演(壬生 H) ※故秋野不矩画伯の次男「秋野亥左半」さん来場 ⑨平成20年 9月／本田宗一郎生誕記念 埼玉公演(川越市市民会館)※ホンダ TC 関東 ほか視察 ⑩平成21年 2月／ミュージカル「秋野不矩物語」本公演(壬生 H)
平成21 (2009)	♪ミュージカル「森のてんぐ屋さん」創作 ⑪成21年 8月／本田宗一郎生誕記念 大阪公演(狭山市文化会館)※ホンダ TC 関西 ほか視察 ⑫平成21年10月／「第3回 森林のまち童話大賞」表彰式・記念公演※「森のてんぐ屋さん」公演(壬生 H) ⑬平成21年11月／浜松モザイクカルチャー世界博2009※フィナーレ公演「森のてんぐ屋さん」(フラワーP) ⑭平成22年 2月／「都市(マチ)×森林(モリ)=∞(無限大)」シンポジウム※「森のてんぐ屋さん」(壬生 H) ⑮平成22年 2月／「はままつの森林を次世代へ」佐久間公演※「森のてんぐ屋さん」公演(歴民館)
平成22 (2010)	⑯平成22年 5月／本田宗一郎ものづくり伝承館オープン記念公演「本田宗一郎物語」公演 ⑰「第3回 国際ユニヴァーサルデザイン会議2010 in はままつ」※「森のてんぐ屋さん」公演(アクト)
平成23 (2011)	♪ミュージカル「かっぱの総理大臣」創作 ⑱平成23年 7月／市制100周年記念・ミュージカル「秋野不矩物語」公演(壬生 H) ⑲平成23年10月／ミュージカル「森のてんぐ屋さん」静岡公演※静岡県行政書士会60周年事業(静岡市) ⑳平成23年11月／ミュージカル「本田宗一郎物語」※没後20年追悼公演(壬生 H)
平成24 (2012)	♪ミュージカル「かさこそ森の気持ちやキツネ」創作 ㉑平成24年 6月／美林天竜・森と川を守るキャンペーン※「かっぱの総理大臣」公演(龍山森林) ㉒平成24年10月／「第4回 森林のまち童話大賞」表彰式・記念公演※「かさこそ森の気持ちやキツネ」 ㉓平成25年11月／「本田宗一郎物語」公演(壬生 H)
平成25 (2013)	㉔成25年 9月／美林天竜・森と川を守るキャンペーン※「かっぱの総理大臣」公演(壬生 H) ㉕平成25年11月／「本田宗一郎物語」公演(壬生 H)
平成26 (2014)	㉖平成26年 6月／浜名湖花博10周年記念事業・第31回全国都市緑化しずおかフェア(水辺の劇場) 美林天竜・森と川を守るキャンペーン ※フィナーレ公演にミュージカル「かっぱの総理大臣」公演 ㉗平成26年11月／「ぶち・ミュージカル」～夢・人 未来へツナグ～※アピタ浜北店プレ葉コート ㉘平成26年11月／「本田宗一郎物語」公演(浜北文化センター) ㉙平成27年 2月／「秋野不矩を語る」※秋野不矩美術館展示室にて「秋野不矩物語」公演

平成27 (2015)	♪ミュージカル「森のたね」創作 ③①平成27年10月／「第5回 森林のまち童話大賞」表彰式・記念公演※「森のたね」公演(壬生 H) ③②平成27年11月／「本田宗一郎物語」公演(壬生 H) ③③平成27年11月／「芸術・文化で人づくり、そして未来へツナグ事業(演技編)」※うわさのトリオによる指導
平成28 (2016)	③④平成28年5月／「芸術・文化で人づくり、そして未来へツナグ事業(演技編)」※うわさのトリオとの共演 ③⑤平成28年11月／「地域力・文化力融合による交流人口拡大事業」※文化力で地域課題に挑む(道の駅) ③⑥平成28年11月／「本田宗一郎物語」公演(壬生 H) ③⑦平成29年3月／「地域イベント・プログラム創作コンテスト」※地域課題解決プログラムの創作(壬生 H)
平成29 (2017)	③⑧平成29年10月／秋野不矩画伯生誕110年プレ公演※「秋野不矩物語」公演(秋野不矩美術館) ③⑨平成29年11月／「本田宗一郎物語」公演(壬生 H) ④⑩平成30年3月／「不思議な森林が壬生にやってくる！」※サウンドとアートのコラボレーション(壬生 H) ○平成30年3月／「ご当地PR大使育成事業」※森林・川の大切さを多くの人にPR(映像配信) 【参考】YouTube 森のサイクル 天竜区 検索 天竜川流域には、天竜美林に囲まれた豊かな森林があります。「森のサイクル」では、木を「植える、育てる、伐る、使う」の繰り返しで森林を守っていくことを歌っています。 ふるさとの川よ 天竜区 検索 天竜区には、平成の名水百選に選ばれた阿多古川をはじめ、気田川などの清流がたくさんあります。「ふるさとの川よ」では、すべての命をはぐくむ川の大切を伝えていくことを歌っています。
平成30 (2018)	♪ミュージカル「おばあさんの森」創作 ④①平成30年10月／「第6回 森林のまち童話大賞」表彰式※過去の童話大賞楽曲をオムニバスで披露 ④②平成30年11月／「本田宗一郎物語」公演(壬生 H) ④③平成31年3月／「ミュージカル「森林は未来への贈り物！」創作体験事業」(壬生 H)
令和元 (2019)	♪ミュージカル「おばあさんの森」創作(完結編) ④④令和元年9月／「第6回 森林まち童話大賞」記念公演※「おばあさんの森」公演(アクト) ④⑤令和元年11月／「本田宗一郎物語」公演(壬生 H)
令和2 (2020)	※新型コロナウイルスの感染拡大防止のため一時休講 ④⑥令和2年11月／「本田宗一郎物語」公演(壬生 H&Live 配信) https://youtube/Ulsce4GAj4 ④⑦令和3年3月／「天龍の翔～」公演(壬生 H&Live 配信)
令和3 (2021)	④⑧令和3年11月／「本田宗一郎物語」公演(壬生 H&Live 配信) https://youtube/4a5RQdZE3tQ ④⑨令和3年11月／「秋野不矩美術館入館者100万人達成イベント」秋野不矩美術館
令和4 (2022)	♪ミュージカル「森のポスト」創作 https://youtu.be/q8ZgF6auv78 ⑤⑩令和4年10月／「第7回 森林まち童話大賞」記念公演※「森のポスト」公演(アクト) 📄 ⑤⑪令和4年11月／「本田宗一郎物語」公演(壬生 H&Live 配信) https://youtu.be/mZJWXn93j4M
令和5 (2023)	⑤⑫令和5年11月／「本田宗一郎物語」公演(壬生 H)
令和6 (2024)	⑤⑬令和6年9月／「白井鐵造物語」春野公演(春野 C) ⑤⑭令和6年11月／「本田宗一郎物語」公演(壬生 H) ⑤⑮令和6年12月／「白井鐵造物語」宝塚公演(兵庫県宝塚市・ソリオホール)
令和7 (2025)	⑤⑯令和7年XX月／ ⑤⑰令和7年11月／「本田宗一郎物語」公演(壬生 H) ⑤⑱令和8年XX月／

※壬生 H：浜松市天竜壬生ホール ※ホンダ：ホンダテクニカルカレッジ ※フラワーP：浜松フラワーパーク ※アクト：アクトシティ浜松 ※春野 C：春野文化センター	※龍山森林：龍山森林文化会館 ※道の駅：いっぽく処横川 ※歴民館：佐久間歴史と民話の郷会館 ※静岡市：静岡市民文化会館
---	---

第 9 号様式

区 協 議 会

区 分	☐ 諮問事項 ☐ 協議事項 ☒ 報告事項				
件 名	令和 7 年度天竜区役所費の当初予算案の概要等について				
事業の概要 (背景、経緯、 現状、課題等)	令和 7 年度浜松市予算編成における天竜区役所費に関しては、9 月開催の区協議会にて諮問を行い、10 月開催の区協議会において答申を得た。				
対象の区協議会	天竜区協議会				
内 容	令和 7 年度天竜区役所費の当初予算案の概要等について報告するもの。 詳細は別紙のとおり。				
備 考 (答申・協議結果を得 たい時期、今後の予定 など)					
担当課	天竜区・区振興課	担当者	高氏 明美	電話	922-0011

令和7年度 天竜区役所費 予算案の概要

(単位：千円)

費用項目	R7年度当初 予算額A	R6年度当初 予算額B	増減 (A-B)	内 容
天竜区役所費	460,148	427,321	32,827	
1 人件費 (附属機関の委員等)	1,687	1,762	△ 75	区協議会委員報酬(職員の人件費は本庁予算のため本表には計上していない)
2 区管理運営事業	115,455	112,489	2,966	庁舎、公有財産、公用車の維持管理、区役所運営に要する経費
3 支所等管理運営事業	194,762	184,090	10,672	天竜区内の支所、ふれあいセンター、附設体育館の管理運営に要する経費
4 地区コミュニティ協議会事業	250	250	0	地区コミュニティ協議会の運営に要する経費
5 区協議会運営事業	189	225	△ 36	天竜区協議会の運営に要する経費
6 地域力向上事業	33,538	28,209	5,329	
(1)市民提案による住みよい地域づくり助成事業	3,500	3,500	0	市民協働の理念のもと、市民提案やアイデアを基に実行する事業に対する補助金
(2)区民活動・文化振興事業	20,978	17,269	3,709	市民協働の観点を取り入れた、地域の活性化に要する経費 ・すみれの里づくり事業 など
(3)区課題解決事業	8,310	6,690	1,620	市民協働の観点を取り入れた、区内の課題解決に要する経費 ・天竜二俣駅前賑わい創出事業 など
(4)協働センター等を核とした地域課題解決事業	750	750	0	市民協働の観点を取り入れた、地域課題解決に要する経費
7 行政連絡事業	31,475	31,968	△ 493	行政連絡業務にかかる委託に要する経費
8 自治会振興事業	20,141	21,268	△ 1,127	
(1)自治会集会所整備助成事業(補助金)	895	393	502	各自治会所有の集会所の施設整備に対する補助金
(2)防犯灯設置維持管理助成事業(補助金)	13,246	14,875	△ 1,629	防犯灯設置や維持管理(電気料、修繕料)にする補助金
(3)原材料支給事業	6,000	6,000	0	地域住民が自ら行う地域が活用する設備の整備等に対する原材料の支給に要する経費
9 鹿島花火大会開催事業(負担金)	6,774	5,300	1,474	鹿島花火大会開催の警備及び仮設トイレ設置等に対する負担金
10 天竜区交流促進事業(負担金)	12,043	12,349	△ 306	天竜区各地(天竜、春野、佐久間、水窪、龍山)の産業観光まわりの警備及び会場設営等に対する負担金
11 森林のまち童話大賞事業	8,815	7,141	1,674	森林のまち童話大賞事業実施に要する経費
12 天竜区駅伝大会事業(負担金)	1,905	1,905	0	天竜区各地(天竜、春野、水窪)の駅伝大会の警備及び会場整備等に対する負担金
13 ローカルコープ構想推進事業	33,114	19,963	13,151	水窪地域ローカルコープ構想の実装に向けての準備に要する経費
14 区役所デジタル運営経費	0	402	△ 402	天竜区のデジタル関連事業に要する経費

令和7年度 地域力向上事業一覧

No	事業名	
市民提案による住みよい地域づくり助成事業		継続
区民活動・文化振興事業		
1	天竜区文化振興事業	継続
2	市民協働による文化振興事業	継続
3	文芸誌「天竜文芸」発行事業	継続
4	天竜区青少年事業	継続
5	すみれの里づくり事業	継続
6	蕎麦の里づくり事業	継続
7	天竜川とともに生きる文化伝承事業	継続
8	水窪仮装コンクール	継続
9	綱引きによるまちづくり推進事業	継続
10	秋葉ダムさくらマラソン大会開催支援事業	継続
11	天竜区周遊マップ作成事業	新規
12	天竜区次世代アーティスト育成事業	新規
区課題解決事業		
1	天竜区伝統文化振興事業	継続
2	天竜区河川環境保護事業	継続
3	春野地区不法投棄防止パトロール事業	継続
4	狩猟従事者事故防止・後継者育成事業	継続
5	いっかもないか事業	継続
6	天竜二俣駅前賑わい創出事業	新規
協働センター等を核とした地域課題解決事業		継続

関係者 各位

浜松市危機管理課

予防伐採の実施について

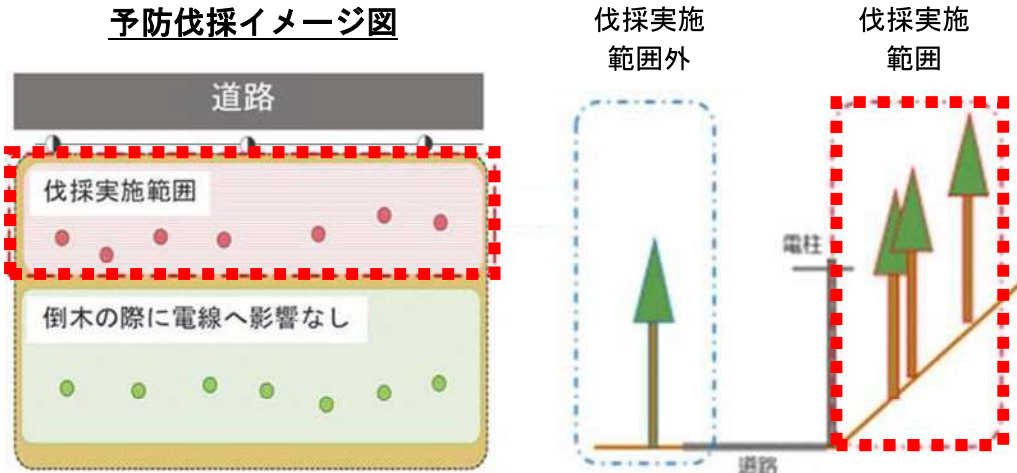
1. 趣旨

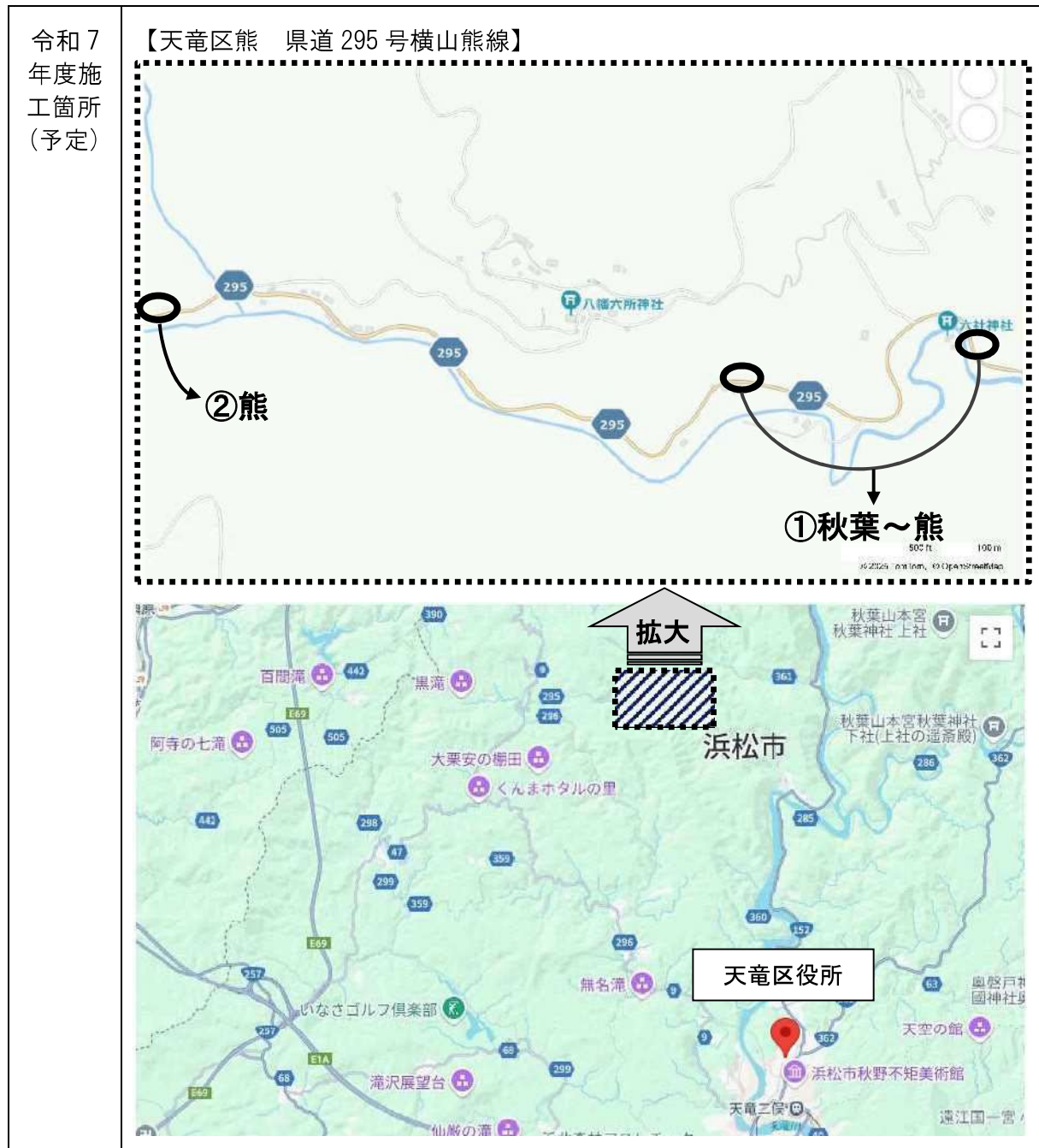
浜松市と中部電力パワーグリッド株式会社（以下、「中部電力パワーグリッド」とする）との災害時連携協定等に基づき、2025年度より中山間地域の予防伐採事業を実施する予定となりました。

予防伐採事業は、台風等の強風による倒木の影響で発生する停電を未然に防ぐため、配電線に影響を与える恐れのある立木の伐採を行うことを目的に実施する事業です。

事業実施にあたり、道路の通行規制など皆さまにご不便等をお掛けすることもあるかと思いますが、ご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

2. 予防伐採事業の概要

目的	配電線に影響を与える恐れのある立木の伐採を行い、台風等に伴う倒木による停電を未然に防ぐ 予防伐採イメージ図 										
実施内容	中部電力パワーグリッドが主体となって実施する停電対策予防伐採に対し、経費の一部を市が負担する。 ・ 期 間：令和7年度から令和11年度まで（5 か年）予定 ・ 箇所数：年2 か所、計10 か所 ・ 年間スケジュール <table border="1" data-bbox="379 1697 1385 1904"> <thead> <tr> <th>月</th><th>内容（実施主体）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4 月</td><td>地元自治会への説明（中部電力パワーグリッド、市）</td></tr> <tr> <td>5 月</td><td>地権者との交渉（自治会、中部電力パワーグリッド、市）</td></tr> <tr> <td>夏</td><td>伐採実施に向けた準備（中部電力パワーグリッド）</td></tr> <tr> <td>冬</td><td>伐採実施（中部電力パワーグリッド）</td></tr> </tbody> </table>	月	内容（実施主体）	4 月	地元自治会への説明（中部電力パワーグリッド、市）	5 月	地権者との交渉（自治会、中部電力パワーグリッド、市）	夏	伐採実施に向けた準備（中部電力パワーグリッド）	冬	伐採実施（中部電力パワーグリッド）
月	内容（実施主体）										
4 月	地元自治会への説明（中部電力パワーグリッド、市）										
5 月	地権者との交渉（自治会、中部電力パワーグリッド、市）										
夏	伐採実施に向けた準備（中部電力パワーグリッド）										
冬	伐採実施（中部電力パワーグリッド）										



3. 地元自治会へのご協力のお願い

- ・ 中部電力パワーグリッド（委託会社）が、対象木の地権者調査を実施しますが、万が一地権者の情報が得られない場合、地元の方々に地権者の方の情報を伺う場合があります。
- ・ 伐採実施にあたり、道路の通行制限等を実施する場合があります。

4. 問い合わせ

浜松市危機管理課 計画調整グループ 笹ヶ瀬

・ 電 話：053-457-2537、メール：bosai@city.hamamatsu.shizuoka.jp

中部電力パワーグリッド株式会社 浜松支社 総務グループ 福井、北井

・ 電 話：053-458-8171、080-8663-5706（北井）、メール：Kitai.Haruki@chuden.co.jp

天竜相津マリーナにおけるカヌー事業の再開について

1 経緯

- ・2023（令和5）年5月に天竜相津マリーナ対岸の山林法面が崩落し、その後6月2日に発生した豪雨により、天竜河内川の上流から大量の土砂が天竜相津マリーナ発着所周辺に流入し、堆積した。
- ・崩落法面及び堆積土砂の未復旧により、発着所からカヌー利用者の安全や必要な水深が確保できず、現在、指定管理事業であるカヌー事業を中止している。

2 カヌー代替発着所（下図参照）及び事業再開

- ・復旧予定の2027（令和9）年度までの間のカヌーの代替発着所や運営方法について、指定管理者（榊杉の里・榊天龍遊船共同事業体）や県などの関係機関と協議した結果、事業の目途がついた。
- ・代替発着所は、天竜相津マリーナから100mほど西にある「道の駅 花桃の里 第2駐車場」横のスロープから下った先の天竜河内川の川岸。
- ・2025（令和7）年4月26日（土）から再開することとし、当面は土日祝日や長期休暇期間を中心に予約制で運用する。

【位置図】



【利用イメージ図】



3 崩落法面・堆積土砂復旧スケジュール（予定）

- ・令和7年度 測量、設計（市：林業振興課天竜森林事務所、県：浜松土木事務所天竜支局）
- ・令和8～9年度 崩落法面復旧工事（市・県）、堆積土砂撤去（県）